



子どもは町の宝物

子育て ガイドブック

紀宝町



【令和7年度版】

紀宝町役場

子育て支援制度 一覧

◆助成金関係	1～4
①児童手当	1
②出産祝金支給事業	1
③妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談支援事業	1
④子育て用品支給事業	1
⑤児童扶養手当	2
⑥特別児童扶養手当	2
⑦チャイルドシート助成事業	2
⑧子ども医療費助成	2
⑨ひとり親家庭等医療費助成	3
⑩ひとり親家庭小学校入学祝金	3
⑪障がい児福祉手当	3
⑫障がい者医療費助成	3
⑬就学援助制度（小・中学校）	3
⑭就学奨励費制度（小・中学校）	3
⑮若者の住宅取得支援固定資産税の軽減	4
⑯産前産後期間の国民健康保険税を減免	4
⑰特定不妊治療費助成事業	4
⑱不妊治療通院費一部助成事業	4
⑲任意予防接種費補助金事業	4
◆保健関係	5～6
①母子健康手帳交付（親子健康手帳）・子育てケアプラン作成	5
②妊婦健康診査・乳児健康診査助成	5
③マタニティ歯科健康診査	5
④新生児聴覚検査費用助成事業	5
⑤産婦健康診査	5
⑥1か月児健康診査	5
⑦乳幼児健康診査及び保健指導	6
⑧歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布	6
⑨保育所・幼稚園・小学校（1年生）フッ化物洗口	6
⑩小学生・中学生フッ化物歯面塗布無料クーポン券	6
⑪予防接種	6
⑫産後ケア事業	6
⑬母乳ケア助成事業	6
◆相談・教室関係	7～10
①妊婦全戸訪問事業	7
②生後2週間目全戸電話相談	7
③転入児訪問事業	7
④こんにちは赤ちゃん訪問事業	7
⑤パパママ教室	7
⑥助産師による安心相談室	7
⑦ブックスタート	8
⑧家庭訪問	8
⑨巡回児童相談	8
⑩7・8か月離乳食教室	8
⑪親子教室	8
⑫子育てワークショップ	9
⑬発達支援が必要な子どもの相談	9
⑭こども家庭センター	9
⑮図書館「おはなし会」	9
⑯長期休業中の学習教室（サマースクール・ウィンタースクール）	10
⑰放課後の学習事業（放課後学習サポートスクール）	10
⑱育児・栄養・歯みがき相談	10
◆障がいのある子ども・家庭への支援	11～12
①療育手帳	11
②身体障害者手帳	11
③精神障害者保健福祉手帳	11
④障がい児福祉手当	11
⑤障がい者医療費助成	11
⑥特別児童扶養手当	11
⑦就学奨励費	12
⑧補装具給付費	12
⑨介護給付費等	12
⑩日中一時支援事業	12

⑪移動支援事業	12
⑫日常生活用具給付費	12

◆ひとり親家族への支援..... 13

①児童扶養手当	13
②ひとり親家庭等医療費助成	13
③ひとり親家庭小学校入学祝金	13
④就学援助制度（小・中学校）	13
⑤高等職業訓練促進給付金	13
⑥母子、父子及び寡婦福祉資金貸付	13

◆子どもを預ける場所・通う場所がありますか..... 14～18

①保育所	14
②うどの幼稚園	15
③児童発達支援センター 通園めだか	15
④放課後等デイサービス 放デイほたる	16
⑤子育て支援センター	16
⑥ファミリー・サポート・センター	17
⑦放課後児童クラブきほっこ	17
⑧遊び場開放	18
⑨きほう健康ぷらざ遊び場解放	18

◆相談窓口一覧..... 19～20

お問合せ窓口	項目	事業名等	
紀宝町役場福祉課 電話：３３－０３３９	児童福祉	児童手当	通園めだか
		出産祝金支給事業	チャイルドシート助成事業
		子ども医療費助成	学童保育
		保育所	遊び場開放
	障がい児（者）福祉	療育手帳	補装具給付費
		身体障害者手帳	介護給付費等
		精神障害者保健福祉手帳	日中一時支援事業
		特別児童扶養手当	移動支援事業
		障がい児福祉手当	日常生活用具給付費
		障がい者医療費助成	
	ひとり親福祉	児童扶養手当	高等職業訓練促進給付金
		ひとり親家庭等医療費助成	母子、父子及び寡婦福祉資金貸付
		ひとり親家庭小学校入学祝金	
紀宝町役場みらい健康課 こども家庭センター 電話：３３－０３５５	育児・健康	妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談支援事業	妊婦全戸訪問事業
		子育て用品支給事業	生後２週間目全戸電話相談
		特定不妊治療費助成事業	転入児訪問事業
		不妊治療通院費一部助成事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
		任意予防接種費補助金事業	パパママ教室
		母子健康手帳交付（親子健康手帳）・子育てケアプラン作成	助産師による安心相談室
		妊婦健康診査・乳児健康診査助成	家庭訪問
		新生児聴覚検査費用助成事業	巡回児童相談
		産婦健康診査	７・８か月離乳食教室
		１か月児健康診査	親子教室
		乳幼児健康診査及び保健指導	子育てワークショップ
		歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布	発達支援が必要な子どもの相談
		保育所・幼稚園・小学校（１年生）フッ化物洗口	こども家庭センター
		小学生・中学生フッ化物歯面塗布無料クーポン券	育児・栄養・歯みがき相談
		予防接種	ファミリー・サポート・センター
		産後ケア事業	子育て支援センター
		母乳ケア助成事業	マタニティ歯科健康診査
紀宝町役場税務住民課 電話：３３－０３３７	税制	若者の住宅取得支援固定資産税の軽減	産前産後期間の国民健康保険税の減免
紀宝町役場教育委員会 電話：３３－０３４１	教育	就学援助制度（小・中学校）	就学奨励費
		就学奨励費制度（小・中学校）	幼稚園
		長期休業中の学習教室（サマー・ウィンタースクール）	放課後の学習事業（放課後サポートスクール）
紀宝町立図書館 電話：３２－４６４６	教育	ブックスタート	図書館「おはなし会」
きほう健康ぷらざ 電話：２９－３５１１	育児・健康	きほう健康ぷらざ遊び場解放	

子育て支援制度

◆助成金関係

①児童手当

高校生年代（18歳に達した最初の3月31日）までの児童を養育している方が対象です。

支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代	10,000円（第3子以降は30,000円）

＊「第3子以降」とは22歳に達した最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※ただし、18歳から22歳の間にある子を第1子とカウントするためには、条件があり「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出していただく必要があります。

支給時期は4月、6月、8月、10月、12月、2月に、それぞれの前2か月分が支給されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

②出産祝金支給事業

紀宝町住民基本台帳に1年以上登録されている方で、第2子以上を出産し養育する方、またはその配偶者でかつ継続して本町に住所を有する方が対象です。

第2子の出生が10万円、第3子以上が20万円、第4子以上が30万円。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



③妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるように、保健師等の面談など継続的な「相談支援」と、出産・育児用品購入等の経済的負担を軽減するための「経済的支援」を併せて行います。

- ・妊婦支援給付金（妊娠時の給付5万円）
（出産後の給付：子ども1人あたり5万円）

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）



④子育て用品支給事業

子育て家庭の経済的負担の軽減と、妊娠・出産・育児期を安心して過ごせるように、出産・子育て家庭への生活支援を図ることを目的に、乳児が使用するおむつ等を支給します。

【対象】

令和7年4月以降に出産した乳児（1歳未満）の保護者

※支給用品：おむつ・おしりふき等

※支給回数：3回／年

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）

⑤児童扶養手当

父（母）がいない家庭、父（母）が重度の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童などを扶養している方が対象です。なお、児童が身体又は精神に中程度以上の障がいを持つ場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

支給額

区分	手当月額（児童1人のとき）
全部支給の方	46,690 円
一部支給の方	所得に応じて 46,680 円から 11,010 円まで 10 円単位の額

2 人目以降は対象額に最大11,030円を加算します。

支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月に、それぞれ前2か月分が支給されます。

* 所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶ 詳しくは、役場福祉課まで。（☎ 33-0339）



⑥特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象です。

支給時期は4月、8月、11月で、それぞれの前4か月分を支給します。（ただし、11月は支払月分も含めます。）

* 所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶ 詳しくは、役場福祉課まで。（☎ 33-0339）

支給額

障害等級	手当月額（児童1人のとき）
1 級	56,800 円
2 級	37,830 円



⑦チャイルドシート助成事業

町では、交通事故防止や家庭の経済的負担の軽減、児童福祉の増進などを目的に、チャイルドシート購入費の一部を補助しています。

【対象】

町に引き続き3か月以上住所を有する保護者（6歳未満の幼児1人に対して、2回まで）

▶ 詳しくは、役場福祉課まで。（☎ 33-0339）

◆助成金額

	助成内容	補助金額上限
第1子	購入費の2分の1	10,000 円
第2子	購入費の3分の2	15,000 円
第3子	購入費の4分の3	20,000 円

※100円未満は切り捨てします

⑧子ども医療費助成

高校3年生までの子どもを対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

・子どもの医療費について、窓口で支払いをせず、その場で助成を受けられる窓口無料化（現物給付制度）を実施しています。

※対象者

・三重県内の医療機関を受診する場合…18歳年度末までの児童

・新宮市内一部医療機関を受診する場合

⇒社会保険加入者…18歳年度末までの児童

⇒国民健康保険加入者…6歳年度末までの児童

※令和7年9月1日から、国民健康保険加入者は、18歳年度末までの児童が対象です。

▶ 詳しくは、役場福祉課まで。（☎ 33-0339）



⑨ひとり親家庭等医療費助成

18歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父または母及びその子どもを対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

- ・子どもの医療費について、窓口で支払いをせず、その場で助成を受けられる窓口無料化（現物給付制度）を実施しています。

※対象者

- ・三重県内の医療機関を受診する場合…18歳年度末までの児童
- ・新宮市内一部医療機関を受診する場合
⇒社会保険加入者…18歳年度末までの児童
⇒国民健康保険加入者…6歳年度末までの児童

※令和7年9月1日から、国民健康保険加入者は、18歳年度末までの児童が対象です。



▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑩ひとり親家庭小学校入学祝金

ひとり親家庭の方で、小学校の入学を迎えられた児童に対し、入学祝金として、1人につき30,000円を贈ります。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑪障がい児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児（常時特別の介護を必要とする者）の方が対象です。

支給額は月額15,690円で、支給月は2月、5月、8月、11月で、それぞれ前3か月分を支給します。

※所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑫障がい者医療費助成

身体障害者手帳1～3級の認定を受けた方、療育手帳AまたはB1中度の認定を受けた方の保険診療の自己負担分を助成します。

精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方の通院に係る保険診療の自己負担分を助成します。

所得制限はありません。

- ・子どもの医療費について、窓口で支払いをせず、その場で助成を受けられる窓口無料化（現物給付制度）を実施しています。

※対象者

- ・三重県内の医療機関を受診する場合…18歳年度末までの児童
- ・新宮市内一部医療機関を受診する場合
⇒社会保険加入者…18歳年度末までの児童
⇒国民健康保険加入者…6歳年度末までの児童

※令和7年9月1日から、国民健康保険加入者は、18歳年度末までの児童が対象です。



▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑬就学援助制度（小・中学校）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食（牛乳を含む）、修学旅行などの就学費用を援助しています。

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

⑭就学奨励費制度（小・中学校）

特別支援学級在籍児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食（牛乳を含む）、修学旅行などの就学費用の1/2（上限あり）を援助しています。

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

⑮若者の住宅取得支援固定資産税の軽減

若者の定住化対策の一環として、固定資産税軽減の特例を条例で定めています。

【対象者】 紀宝町内に床面積 50 平方メートル以上の住宅を新築し、翌年の 1 月 1 日現在で紀宝町に住民登録している年齢 39 歳までの方。(夫婦など共有で住宅を所有している場合であっても持分の割合に関係なく減税されます。)

【内 容】 人の居住の用に供する部分(床面積 120 平方メートル以下の部分に限る。)の固定資産税が、1～3 年目まで 4 分の 1 (新築軽減 2 分の 1 を含む。)、4～8 年目は 2 分の 1 になります。

▶詳しくは、役場税務住民課まで。(☎ 3 3 - 0 3 3 7)

⑯産前産後期間の国民健康保険税の減免

国民健康保険に加入している方が出産した場合、産前産後期間にかかる保険税を減免します。

【対象者】 国民健康保険の被保険者で、出産する方

【減免対象期間】 出産月の前月から出産月の翌々月までの 4 か月間

※多胎妊娠の場合は、出産月の 3 か月前からの 6 か月相当分を免除。

【申請方法】 次の 2 点を担当窓口にご提出ください。

- ・ 出産被保険者に係る届出書
- ・ 母子健康手帳などの出産予定日(または出産月)が確認できる書類



▶詳しくは、役場税務住民課まで。(☎ 3 3 - 0 3 3 7)

⑰特定不妊治療費助成事業

保険診療の特定不妊治療と併用された先進医療を受けられた方に対し、一部を助成しています。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。(☎ 3 3 - 0 3 5 5)

⑱不妊治療通院費一部助成事業

次のいずれかに該当する治療を、指定医療機関または厚生労働省から承認されている機関で受診している方に対し、通院費の一部を助成します。

- ・ 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)または、併用して先進医療
- ・ 不育症に係る治療及び検査
- ・ 一般不妊治療を受けた方

助成の区分	種別	助成金の額	摘要
交通費	自家用車及びタクシー	1 キロメートルにつき 30 円	距離は、住民基本台帳に記載されている住所から医療機関までの最短距離です。 自家用車及びタクシーの場合、高速料金についても通常料金分を助成します。 ただし、交通費の助成額は 2 万 5 千円を上限とします。
	JR	普通旅客運賃及び自由席特急料金	
	バス	乗車料金	
宿泊費		宿泊料金(食費は除く。)ただし、1 人 1 泊あたり 5,000 円を上限。	1 回の受診につき 1 泊限りとし、付き添い者 1 名も助成します。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。(☎ 3 3 - 0 3 5 5)

⑲任意予防接種費補助金事業

任意接種は原則自己負担のワクチンです。町では接種料金の一部を補助する制度があります。対象者や対象となるワクチンについては、お問い合わせください。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。(☎ 3 3 - 0 3 5 5)



◆保健関係

①母子健康手帳交付（親子健康手帳）・子育てケアプラン作成

母子健康手帳は母と子の健康を守るため、妊婦健診やお子さんの健診、予防接種の記録等を記入する大切な手帳です。

交付の際に、全ての妊婦と面談し、一人ひとりの実情に応じた産前産後の「子育てケアプラン」を提案します。

事前に、電話にて日時のご相談をお願いします。



▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

②妊婦健康診査・乳児健康診査助成

母子健康手帳と同時に、「母子保健のしおり」を発行しています。

【妊婦健康診査】

妊婦の健康管理の充実と、経済的負担の軽減を図るため、基本的な妊婦健康診査費用の助成を行います。三重県内、及び新宮市内の産婦人科医院、病院で受診することができます。

その他、県外で受診される場合にはご相談ください。

【乳児健康診査】

満4か月児、満10か月児の健診受診券で三重県内、及び新宮市内の一部医療機関で受診することができます。

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

③マタニティ歯科健康診査

胎児の健康につながる妊婦の口腔内の健康を保つため、マタニティ歯科健診無料クーポン券を配布しています。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）

④新生児聴覚検査費用助成事業

新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）



⑤産婦健康診査

出産後、間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査を実施します。「産婦健康診査結果票兼申請書」で、三重県内、及び新宮市内の契約医療機関で受診することができます。その他、契約医療機関以外で受診される場合はご相談ください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

⑥1か月児健康診査

生後間もない時期の1か月児に対する健康診査を実施します。「1か月児健康診査結果票兼申請書」で、三重県内、及び新宮市内の契約医療機関で受診することができます。その他、契約医療機関以外で受診される場合はご相談ください。

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

⑦乳幼児健康診査及び保健指導

4 か月児健診	日程は みらい健康課まで。
10 か月児健診	
1 歳 8 か月児健診	日程は みらい健康課まで。
3 歳 6 か月児健診	

乳幼児の健全な成長、発達を促進していくため、乳幼児健診、保健指導を実施します。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。
(☎ 3 3 - 0 3 5 5)

⑧歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布

1 歳 2 か月児歯科健診	日程は みらい健康課まで。
1 歳 8 か月児歯科健診	
2 歳児歯科健診	
2 歳 6 か月児歯科健診	
3 歳 6 か月児歯科健診	

左記の健診対象者に歯科健康診査、フッ化物歯面塗布（希望者）を実施、乳幼児期から歯と口の健康について、予防からはじまる子育てを応援しています。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。
(☎ 3 3 - 0 3 5 5)



⑨保育所・幼稚園・小学校（1年生）フッ化物洗口

4・5歳児・小学1年児を対象に、むし歯予防を目的としたフッ化物洗口を実施しています。（希望者のみ）

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎ 3 3 - 0 3 5 5）

⑩小学生・中学生フッ化物歯面塗布無料クーポン券

フッ化物歯面塗布を歯科医院で受けることができる無料クーポン券を配布しています。（町内協力歯科医院のみ）

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎ 3 3 - 0 3 5 5）

⑪予防接種

出生届の情報をもとに、生後1か月頃保護者あてに「予防接種」についてのお知らせを送付します。また、予防接種に関する相談を受付けします。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎ 3 3 - 0 3 5 5）

⑫産後ケア事業

出産後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、町が委託契約した産院において、宿泊型・通所型・訪問型によるケアサービスを受けることができます。（事前相談必要、一部自己負担有）

【対象者】紀宝町内に居住する生後1年までの赤ちゃんとお母さん

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎ 3 3 - 0 3 5 5）

⑬母乳ケア助成事業

産院などで受けた、乳房マッサージ等の母乳ケアにかかる費用の一部（初回 4,000円 2・3回目 3,000円）を助成します。

【対象期間】出産した日から2年間。

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎ 3 3 - 0 3 5 5）

◆ 相談・教室関係

① 妊婦全戸訪問事業

妊婦さんを対象に保健師が訪問し、妊娠・出産・育児の相談、情報提供を行います。

【対 象】 町内在住の全ての妊婦

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

② 生後2週間目全戸電話相談

出生届・出生連絡票の情報をもとに、保健師がご自宅に電話をし、産後の相談に応じます。

【対 象】 生後2週間から1か月までの乳児のいるすべての家庭

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

③ 転入児訪問事業

紀宝町に転入された乳幼児のいる家庭に、保健師と保育士が訪問し、子育てについての情報提供を行います。

【対 象】 紀宝町に転入された、乳幼児（未就園児）のいる家庭

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。

【対 象】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）



⑤ パパママ教室

妊婦さんとその家族を対象に赤ちゃん人形を使った沐浴体験、妊婦疑似体験等を行います。

【開 催】 年4回

【対象者】 町内在住の妊婦とその家族

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）



⑥ 助産師による安心相談室

妊娠出産前後の体の変化や、おっぱいのトラブル、母乳育児や赤ちゃんのお世話について気軽に相談ができます。

【開 催】 年3回

【対象者】 町内在住の妊婦・おおむね1歳までの乳児のお母さん

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

⑦ブックスタート

図書館司書を中心に、絵本の読み聞かせをととして、親子が温かく楽しい時間を作ることを応援する事業です。「ブックスタート参加券」と引き換えに絵本を2冊お渡しします。

【開催】毎月1回（4か月児健診時に同時開催）

【対象】生後4か月児とその家族

▶詳しくは、紀宝町立図書館まで。（☎32-4646）



⑧家庭訪問

支援が必要な乳幼児及び希望者を対象に、随時家庭訪問を行っています。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）

⑨巡回児童相談

お子さんの成長・発達に関する相談や、発達検査を受けることができます。

【関係機関】紀州児童相談所

【開催】毎月1回、第3水曜日時間予約制

【実施場所】鵜殿福祉センター2階

*当日は、紀州児童相談所・児童心理司が鵜殿福祉センターへ来所

【申込み先】役場みらい健康課

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）



⑩7・8か月離乳食教室

月齢にあわせた離乳食の進め方、乳歯の生え方に合わせた離乳食についてのお話（説明・相談）があります。子育て支援センターの協力のもと、参加しやすい環境づくりを目指しています。管理栄養士、歯科衛生士が個別相談にも応じます。

【開催】おおむね偶数月に1回（要予約）

【対象】・生後7・8か月児とその家族

・妊婦さんの参加も可能です

▶個別に通知します。詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）



⑪親子教室

通園めだかの協力のもと、小集団の中で保育をととして、親子が共に成長できる場を提供していきます。

【開催】毎月2回（第1・3木曜日）

【対象】子育てに不安等持つ親子等（未就園児）

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）



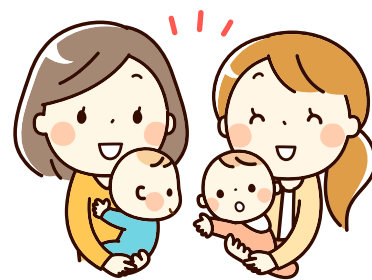
⑫子育てワークショップ

子育て中のお母さんが自らの子育てについて振り返り、参加者同士が子育ての喜びや悩みを共有しあえる場を開催しています。

【開催】年3回

【対象】子育て中の保護者（お子さんが就学前まで）

【申込み先】役場みらい健康課



▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）

⑬発達支援が必要な子どもの相談

発育・発達が気になる子どもや保育所、幼稚園、学校で支援が必要な子どもについて、小児科医が相談に応じます。

【主催】

●紀南地域母子保健医療推進協議会

紀南地域母子保健医療推進協議会では、紀南地域の子どもたちが、いきいきと健やかに育つように、紀宝町、熊野市、御浜町、三重県、三重大学、医療機関等が一緒になって子育てを支援しています。

▶詳しくは、役場みらい健康課まで。（☎33-0355）

⑭こども家庭センター

母子保健と児童福祉の専門職員が連携・協力しながら、お子さんとそのご家庭に寄り添ったきめ細かい支援を提供します。子育てに関する制度やサービス等の情報提供などを行い、関係機関と連携して解決に向けたお手伝いをします。

【対象】妊産婦、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭など

【相談日】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後4時

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）



⑮図書館「おはなし会」

図書館では、毎月1回第4土曜日に、赤ちゃんから小学生を対象に「おはなし会」を開催しています。ボランティアの方たちと職員が、わらべうたや絵本のよみきかせを行い、ブックスタート事業と関連して、乳幼児期からより一層、本に親しめるような環境づくりに努めています。

★赤ちゃんのおはなし会

（0歳児対象） 午前10時～10時30分

（1歳児以上対象）午前11時～11時30分

☆おはなし会（3歳児以上対象）午後1時30分～2時

★おはなし会（小学生対象） 午後2時～2時30分

【会場】図書館 ※お申し込み不要



▶詳しくは、紀宝町立図書館まで。（☎32-4646）

⑯長期休業中の学習教室（サマースクール・ウィンタースクール）

長期休業中に学習時間を設定し、講師が児童の自主学習を支援することにより、学習に対する意欲の喚起と学力の向上をしています。

【場所・対象】 各小学校 町内小学校1年生～6年生の希望する児童

【期間・時間】 夏季休業中の20日間程度

冬季休業中の5日間程度

午前8時30分～10時30分

詳細は各小学校より別途通知します。

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

⑰放課後の学習事業（放課後学習サポートスクール）

町内小学校において、授業日の放課後に（週2回予定）学習時間を設け、講師が児童の自主学習を支援することにより、学習に対する意欲の喚起と学力の向上をしています。

【場所・対象】 各小学校 町内小学校1年生～6年生の希望する児童

【時間・期間】 午後2時30分～4時

（予定）令和7年6月9日～令和8年3月6日

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

⑱育児・栄養・歯みがき相談

子育て支援センターにて、定期的に保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談を受け付けています。

【相談日】 第2金曜日 午前10時～11時

※第3火曜日 午後2時45分～3時45分（歯科衛生士のみ）

▶詳しくは、役場みらい健康課（こども家庭センター）まで。（☎33-0355）



◆障がいのある子ども・家庭への支援

①療育手帳

児童相談所または障害者相談支援センターで知的障がいがあると判定された児(者)に交付されます。この手帳の交付によって、知的障害者福祉法に定めるサービスを受けることができます。



▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）またはみらい健康課まで。（☎33-0355）

②身体障害者手帳

身体障害者福祉法の定める各種のサービスを受けるためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。手帳を受けるには、交付申請書に指定を受けた医師の診断書、写真を添付し提出することで、交付されます。



▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

③精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定める各種のサービスを受けるためには、精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。手帳を受けるには、交付申請書に指定を受けた医師の診断書、写真を添付し提出することで、交付されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

④障がい児福祉手当

20歳未満の重度の障がい児（常時特別の介護を必要とする者）の方が対象です。
支給額は月額15,690円で、支給月は、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前3か月分を支給します。
※所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



⑤障がい者医療費助成

身体障害者手帳1～3級の認定を受けた方、療育手帳AまたはB1中度の認定を受けた方の保険診療の自己負担分を助成します。

精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方の通院に係る保険診療の自己負担分を助成します。
所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑥特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方が対象です。

支給額

障害等級	手当月額（児童1人のとき）
1級	56,800円
2級	37,830円

支給時期は4月、8月、11月でそれぞれの前4か月分を支給します。

（ただし、11月は支払月分も含めます。）

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑦就学奨励費

特別支援学級在籍児童や生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行などの就学費用の1/2（上限あり）を援助しています。

【対 象】

特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）



⑧補装具給付費

身体上の障がい等を補うための用具（補装具）の交付及び修理にかかる費用を支給します。（支給される用具は、等級や障がい種別により異なります。）

【対 象】 身体障害者手帳をお持ちの方

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑨介護給付費等

障害者総合支援法に基づくサービス（居宅介護、短期入所など）や児童福祉法に基づくサービス（通所支援、相談支援）を提供します。

【対 象】 支給決定を受けた障がいのある子ども

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑩日中一時支援事業

障がいのあるお子さんの活動の場を確保し、介護を行う者の一時的な休息を図ります。

【対 象】 支給決定を受けた障がいのある子ども

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



⑪移動支援事業

社会参加を促進するため、外出時の円滑な移動を支援します。

【対 象】 屋外での移動が困難な障がい者や障がいのある子ども

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑫日常生活用具給付費

日常生活上の便宜を図るために特殊寝台や入浴補助用具などを給付します。

【対 象】 重度の障がい者等

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆ひとり親家庭への支援

①児童扶養手当

父（母）がいない家庭、父（母）が重度の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童などを扶養している方が対象となります。なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

支給額

区分	手当月額（児童1人のとき）
全部支給の方	46,690 円
一部支給の方	所得に応じて 46,680 円から 11,010 円までの 10 円単位の額

2人目以降は対象額に最大11,030円を加算となっています。

支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月に、それぞれ前2か月分が支給されます。

*所得が定められた上限を超えた場合は、支給が停止されます。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

②ひとり親家庭等医療費助成

18歳年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父または母及びその児童を対象とし、保険診療の自己負担分を助成する制度です。所得制限はありません。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



③ひとり親家庭小学校入学祝金

ひとり親家庭の方で、小学校の入学を迎えられた児童に対し、入学祝金として、1人につき30,000円を贈ります。

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

④就学援助制度（小・中学校）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や修学旅行などの就学費用を援助しています。（児童扶養手当の支給を受けている方）

▶詳しくは、教育委員会まで。（☎33-0341）

⑤高等職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に支給します。

*支給額や手続きは、お問い合わせください。

【対 象】ひとり親家庭の母または父

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

⑥母子、父子及び寡婦福祉資金貸付

自立を助けるため、低利または無利子で修学資金・就学支度資金・生活資金など資金を貸し付けます。

【対 象】母子、父子家庭や寡婦家庭

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）



◆子どもを預ける場所、通う場所がありますか

①保育所

保育所は、保護者が働いている場合や病気などの理由で、家庭で保育ができない場合にお子さんを保育する児童福祉施設です。

●入所の条件

保護者のいずれもが次の事由のいずれかに該当するため、家庭で保育ができないと認められる場合です。

①フルタイム、パートタイムなど基準の時間数を超えて就労をしている。
②妊娠中であるか、または出産して間がないとき。
③児童の保護者が病気にかかったり、負傷または心身に障がいがあること。
④児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、保護者がいつも看護に当たっている。
⑤震災、風水害、火災、そのほかの災害の復旧にあたっている。
⑥起業準備を含む求職活動を行っている。
⑦就学（職業訓練所等における職業訓練を含む）している。

●保育時間

・通常の保育時間

平日の午前8時30分～午後4時30分、土曜日の午前8時30分～正午。

・長時間保育時間

平日の午前7時30分～8時30分と、午後4時30分～6時。

土曜日の正午～午後5時まで

●申し込み手続き

- ・各保育所、役場福祉課に備え付けの入所申込書・支給認定申請書に必要事項を記入の上、希望する保育所、または福祉課へ提出してください。
- ・年度途中から入所を希望する児童は、福祉課までお問い合わせください。

●保育料及び給食費

- ・保育料は児童の年齢（0歳～2歳）及び前年度及び当該年度の町民税の額により金額を決定します。ただし、第2子以降の児童及び3歳児～5歳児の保育料は無償です。
- ・給食費は3歳児～5歳児は無償。また、0歳児～2歳児は、保育料から給食費相当額として、月額4,000円を減額します。
- ・ひとり親世帯等で基準以下の所得の場合は、保育料の減額があります。

●保育所一覧

施 設 名		所 在 地	入所可能児童年齢
相野谷保育所	☎34-0542	井内123	1～5歳児
成川保育所	☎22-4932	成川791-1	1～5歳児
飯盛保育所	☎21-2454	成川106-4	1～5歳児
鵜殿保育所	☎32-0101	鵜殿1111	0～5歳児
井田保育所	☎32-2014	井田1609-6	1～5歳児

②うどの幼稚園

幼稚園は、幼児教育を行う教育機関です。町内、4歳児と5歳児が対象です。

●日課（時間）

- ・月～金曜日の午前8時10分登園。4歳児は午後2時に降園。5歳児は午後2時10分に降園。※土曜日、日曜日、祝日は休業です。また、夏季、冬季、春季には長期休業があります。小学校とほぼ同様です。
- ・預かり保育 月曜～金曜日は教育時間終了後から最長午後6時まで。夏季・冬季休業期間は午前8時10分から午後6時まで。
- ※短縮教育日、8月12日から16日、12月29日から1月4日、春季休業期間は実施しません。

●申し込み手続き

教育委員会、うどの幼稚園に備え付けの入園申込書・支給認定申請書に必要事項を記入のうえ、教育委員会へ提出してください。

●募集定員

4歳児 20人 5歳児 60人
※制服があります

●保育料及び給食費

- ・保育料・給食費は無償です。
- ※幼稚園の指導方針に基づき、お弁当の日もあります。
- ・預かり保育 預かり保育1回につき、おやつ代50円を徴収いたします。

●通園

原則として徒歩通園です。遠方の方は、保護者の責任で送迎をお願いします。4歳児については、体力・安全面から送迎をお願いします。預かり保育は、原則お迎えが必要です。

③児童発達支援センター 通園めだか

●通園めだかは・・

発達がゆっくりな子どもや、何らかのつまずきで成長や発達が気になる子どもを対象に、保育・療育をしています。

子ども達は、お母さんと離れ保育者と共に、毎日の生活や楽しいあそびを通して、生活リズムや基本的な生活習慣を確立し、子ども自身が主人公として、豊かに活動することを目指しています。

週1回親子保育を行い、子どもの成長を保育者と保護者で確認しあい、ともに学びあい喜びあう関係を築いていきます。

●大切にしている保育内容・・

- *道具を使ったあそびや活動、毎日の散歩や外遊び、音楽リズムや絵本の読み聞かせ、手遊びなどを多く取り入れた保育や療育
- *子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育や療育
- *就園や就学について、保育者とともに学習し考え、見学や体験入園・体験入学などの取り組みを通して、より良い進路選択の情報を提供する

●開所日時・通園方法は・・・

＊月曜日から金曜日 午前9時から午後3時

＊希望者には送迎バスにより送迎を行います。＊乗降場所は園の指定場所です。

●費用は・・・

下記児童の利用料等は無償です。

・3歳児～5歳児

・第2子以降の0歳児～2歳児

・給食費 ※町への申請が必要です。

その他児童の利用料は保護者の収入により金額を決定します。

●子育て相談事業・・・

子どもの育ちでの不安や、悩みごとがあれば、お気軽にご相談ください。専門のスタッフがアドバイスいたします。

●入園に際して・・・

直接お越しいただいても構いませんが、町の保健師さんや福祉の窓口にご相談していただいても構いません。入園には、児童発達支援センター・通所受給者証の交付が必要となります。（申請先は役場福祉課）

●問い合わせ先・・・

児童発達支援センター 通園めだか ☎0735-28-0020

▶詳しくは、役場福祉課まで。（☎33-0339）

④放課後等デイサービス 放デイほたる

●放デイほたるは・・・

友達とする楽しい遊びや生活体験、季節の取り組みや行事の体験を通して子どもたちの意欲を育て、主体性や社会性を身につけ自己肯定感をもつ豊かな人格を育むことを手助けするための施設です。

●活動の内容・・・

放課後は、学校での主たる活動の後なので、ほっこりと安心して過ごせるようゆったりと過ごします。1日活動では様々な集団活動や地域にも出向き、色んな体験をできるよう活動します。生活年齢を大切にしたい関わりを行い、友だち集団の中で社会性、協調性を育みます。

●問い合わせ先・・・

放課後等デイサービス 放デイほたる ☎0735-30-0367

⑤子育て支援センター

紀宝町子育て支援センターでは、経験豊かな保育士が常駐して、子育て中の親子に遊び場を提供し、育児についての相談、育児情報の提供など、地域の子育て家庭に対しての育児支援を行っています。

●開設日

開設時間	月	火	水	木	金
午前9時30分～11時45分	○	○	○	○	○
午後1時00分～3時45分	○	○	○	○	○

●問い合わせ先

紀宝町子育て支援センター【はぐくみの森2階】 ☎0735-32-4688

⑥ファミリー・サポート・センター

ファミサポは、子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人（サポート会員）を紹介し、地域で子育てをサポート。

●サポート内容

- ・保育所、幼稚園等（小学校、放課後児童クラブなどを含む）までの送迎
- ・保育所等の開始前及び終了後の預かり
- ・保護者の病気や冠婚葬祭などの急用の場合や、買い物等外出時の預かり
- ・産褥（出産後8週間以内）期間中の方などの家事援助
- ・切迫早産で医師の診断が出た場合などの家事援助

●料金

基本預かりの場合（1時間あたり）

時 間	平 日	土日祝
午前9時～午後5時	400円	600円
午前6時～9時／午後5時～10時	500円	700円

- ・料金は、活動終了後に依頼会員がサポート会員に直接支払います。
- ・1人のサポート会員に、兄弟姉妹等預ける場合は、2人目からは半額です。
- ・ひとり親家庭、多子世帯（お子さんが3人以上の世帯）は、基本料金から200円を減免。
- ・子どもの送迎に伴い、サポート会員に交通費の負担をかけた場合は、実費をお支払いください。
- ・子どもの食事（ミルク含む）・おやつ・オムツ等は、依頼会員が用意してください。

●会員の条件

- 【依頼会員】 紀宝町内に在住し、おおむね生後6か月から小学6年生以下のお子さんがいる方
里帰り出産等をする、おおむね生後6か月から小学6年生以下のお子さんがいる保護者の方は、紀宝町在住の保護者の父母
- 【サポート会員】 紀宝町内に在住する20歳以上の方で、ファミサポが実施する講習会を受けた方
- 【両方会員】 依頼会員とサポート会員の両方に登録する方

●申し込み手続き

紀宝町ファミリーサポートセンター【はぐくみの森2階】 ☎0735-32-4688

⑦放課後児童クラブきほっこ

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校児童を対象に、子どもたちの安全な居場所と保護者が安心して預けられる環境の提供を行い、地域とも連携を図りながら、子どもが健やかで豊かに育つことができるように援助を行います。

●募集対象者

- ①小学校の児童
- ②放課後家庭が留守になる児童
- ③保護者の都合によりどうしても家庭での養育が困難な児童
- ④その他、保護者の要望により協議し、必要と認めた児童

●場所及び利用時間

【場 所】 紀宝町福祉センター

【時 間】 ・ 平 日 授業終了～午後6時

・ 土 曜 日 午前8時30分～午後0時30分（学校がある日はお休みです）

・ 長期休暇 午前8時30分～午後6時（土曜日は午前8時30分～午後0時30分）



●申し込み手続き

- ・紀宝町社会福祉協議会、役場福祉課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、社会福祉協議会、または福祉課へ提出してください。4月1日から利用希望の児童は広報紙で募集します。
- ・年度途中から利用を希望する児童については、社会福祉協議会または福祉課までお問い合わせください。

●利用料

- ・月額 8,000円
- ・長期休暇中は、日額600円（土曜日は日額300円）
- ・下記の①～④に該当する場合は、利用料が半額に減免されます。
①小学校4年生～6年生 ②2人目以降の利用者 ③ひとり親世帯 ④市町村民税非課税世帯

●通所方法

平日については、鵜殿小学校は集団下校、その他の学校は「きほっこ」の方でお迎えします。帰りについては、保護者の方でお願いします。土曜日・長期休暇中の送迎は、保護者の方でお願いします。

⑧遊び場開放

小学生を対象に井田公民館2階、中村多目的集会施設、紀宝町立図書館（紀宝はぐくみの森）2階で遊び場を開放しています。地域の方に管理人として、施設内で子どもたちの様子を見守ってもらっています。利用する小学生と管理人とが、お互いに利用しやすい遊び場にするために、利用時間等のご確認をお願いします。

●利用時間

- ・平日 午後2時～5時（紀宝はぐくみの森は月曜日は午後2時～4時です）

※小学校の長期休業日や井田公民館、中村多目的集会施設、紀宝町立図書館（紀宝はぐくみの森）で行事等がある場合はお休みです。

お休みなどのお知らせは施設の玄関に掲示を行います。

●利用の方法

- ・施設に備えている名簿に名前を記入します。
- ・遊び場は、子どもたちの自主的な遊びの場を提供することを目的とし、施設内で管理人によるお子さんの預かりは行っていません。
- ・施設内の遊び道具は自由に使えますが、施設のものは大切に使ってください。
- ・利用時間終了後は、お子さんがすぐに帰宅するようにお願いします。
- ・施設内では、おやつ、ジュース等の飲食は禁止しています。
- ・施設内では、危険ですので、走り回らないでください。

●利用料

- ・利用は無料です。



⑨きほう健康ぷらざ遊び場解放

小学校6年生以下のお子さんを対象に、母子保健施設を解放しています。

- ・毎月第1・3火曜日
- ・午前8時30分～午後4時30分

▶詳しくは、きほう健康ぷらざまで。（☎29-3511）

◆相談窓口一覧

※受付日：特に記載がない場合は土・日祝日、年末年始を除きます。

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
子育て	子育て相談	子育て支援センター	0735-32-4688	午前9時30分 ～11時45分 午後1時30分 ～3時45分
こころ	こころの悩みの傾聴	こころの傾聴テレフォン	059-223-5237 059-223-5238	午前10時00分 ～午後4時00分
	こころの悩みの相談	熊野保健所	0597-89-6115	午前8時30分 ～午後5時15分
	医療と福祉に関する相談 (相談内容により担当窓口へ案内)	三重県立 こころの医療センター	059-235-2125	午前9時00分 ～午後4時00分
子どものこころや発達	子ども家庭相談（虐待など）	紀州児童相談所	0597-23-3435	午前8時30分 ～午後5時15分
	子どもの悩みと発達に についての電話相談	児童発達支援センター 通園めだか	0735-28-0020	午前8時30分 ～午後5時00分
		三重県立子ども心身発達 医療センター	059-253-2030	午前9時30分 ～正午 午後1時00分 ～午後4時30分
	療育に関する相談支援	紀南圏域障害者総合相談 支援センター あしすと (通園めだか)	0735-28-0020	午前8時30分 ～午後5時00分 (月から金)
	幼児から高校生までの子ども、 保護者、教育関係者 (保育を含む)の相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	午前9時00分 ～午後9時00分 (月・水・金) 午前9時00分 ～午後5時00分 (火・木)
子どもの問題行動	少年相談 110 番	三重県警察本部	0120-41-7867	午前9時00分 ～午後5時00分
	しつけ・教育、非行・問題行動、 性格・知能の診断、職業適性、 運転適性等	津少年鑑別所	059-228-3556	午前9時00分 ～午後4時00分
	子どもの人権 110 番	津地方法務局	0120-007-110	午前8時30分 ～午後5時15分
	いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3779	午前9時00分 ～午後9時00分 (月・水・金) 午前9時00分 ～午後5時00分 (土・日・祝日)
	子ども SOS ダイアル		0120-078-310	24 時間 (毎日)

分野	相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
家庭内暴力や日常の困りごと	女性の人権ホットライン (女性の人権の相談)	津地方法務局	0570-070-810	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分
	女性に関すること (DV 被害など悩み全般)	三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力相談 支援センター)	059-231-5600	午前 9 時 00 分 ～午後 5 時 00 分 (月・火・木・金) 午前 9 時 00 分 ～午後 8 時 00 分 (水)
	女性の相談員による 女性のための電話相談	三重県男女共同参画センター 【フレンテみえ】	相談専用電話 059-233-1133	午前 9 時 00 分 ～正午 (火～日) 午後 1 時 00 分 ～午後 3 時 30 分 (火・金・土・日) 午後 5 時 00 分 ～午後 7 時 00 分 (木)
	男性の相談員による 男性のための電話相談		相談専用電話 059-233-1134	午後 5 時 00 分 ～午後 7 時 00 分 (第 1 木)
医療	休日、祝日、夜間などにどこの 医療機関で診てもらえばよいか 分からないとき	三重県救急医療情報センター コールセンター	059-229-1199	24 時間 365 日



子育てガイドブック

発行年：令和7年

発行：紀宝町役場 みらい健康課

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地

TEL：0735-33-0355